

第4回 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会議録（要点筆記）

（日 時）

平成 21 年 8 月 17 日（月） 18:26～19:22

（場 所）

松山市三番町 4 丁目 11-6
KH三番町プレイス 3階 第1会議室

（出席者）

委 員：宇都宮委員、土居委員、前田委員、三好委員、吉川委員（五十音順）
計 5 名

事務局：若田事務局長、横田次長兼総務課長、羽藤事業課長、
北須賀専門員、藤田総務企画係長、小川資格管理係長

松山市：佐伯副主幹、重見主任（保健福祉部介護保険課）

（議事次第）

- 1 会長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 情報提供の依頼における協議について
 - (2) その他
- 3 閉会

（議事内容）

2 議題

- (1) 情報提供の依頼における協議について

《資料に基づき事務局説明》

広域連合保有の個人情報について、目的以外の目的のために利用または提供する場合については、広域連合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、「あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」とされている。

そのため、個人情報を利用または提供するため審査会の意見を聴くものであります。

・後期高齢者医療制度被保険者情報の提供について

松山市が松山市社会福祉協議会（以下 松山市社協）に事業を委託しております、ふれあい・いきいきサロン事業について、高齢者の方が利用することによる医療費等の抑制への有効性を検証し、より事業効果を高める方策の基礎データとするための情報として提供するものであります。

《質疑・応答》

1 ふれあい・いきいきサロンについて

ボランティア・民生委員などの活動援助員等、地域で参加する意思のある方の協力のもとで60歳以上の高齢者の方が参加して介護予防等の行事などをおこなうグループ活動のことでありまして、「健康寿命」といわれる、元気に生活できる期間を延ばすことを目的としております。個々のサロンによって内容は異なりますが、健康体操を行ったり自分たちの趣味を行うことのできる気軽に参加できる場として用いられております。

2 提供された個人情報の利用について

高齢者の方がサロンを利用することにより、医療費等の抑制への有効性を検証するための基礎データとして利用いたします。対象者は、サロン利用者のうち75歳以上のすべての方(3,649名 平成21年5月末現在)となります。提供されたデータについては、個人を特定するデータは含みますが、個人に対する指導等の資料とするものではなく、あくまでも統計資料として医療費用等の数値を集計し事業の充実を図るために利用するものであります。

3 効果測定について

今までにも松山市は、サロンの利用回数により医療費や介護費用がどのくらいかかっているかを平成17年度から調査しております。今後は、広域連合所管の75歳以上のデータをいただくことにより、今までの調査に加えて医療費等の抑制への有効性を聖カタリナ大学と協働のもと検証するものとして活用させていただきますよう考えております。

またこうした調査が、サロンを設置することに対して擁護する結論を求めるために行われるのではないかとのご意見はございましたが、国の補助事業として実施しており、サロン参加者に喜びや充足を感じていただくことのみならず、医療費等の抑制にもつながるものであるとの検証が必要であると考えており調査を実施しているものであります。今後、サロン事業を継続していくにあたり、よりよいプログラム作成の一つの指標として活用いたしたいと考えております。

4 サロン利用者に対する個人情報利用の説明について

サロン事業は国の補助事業として実施していることから、利用者がサロンの利用登録を行う際に、個人の情報を効果測定の調査資料として使用することを説明しております。また、松山市社協で行っているサロン事業に対し松山市に個人情報が流出しているのではないかとのご指摘がございましたが、松山市が事業の実施主体となり、松山市社協に委託しているものであって、参加者の情報については松山市が保有するものでありますから問題ないと考えておりますが、今後につきましては、松山市と松山市社協、そして広域連合との個人情報提供についての関係について、サロン利用者に明確に説明するよう努めてまいります。

議題(1)に対する質疑・応答の結果、公益上の必要性が認められ、個人の権利・利益を不当に侵害するものではないと判断し、松山市への提供については、次の条件を付して審査会として承認する。

- ・情報提供する個人データについては、必要以上に拡散することないように十分に注意すること。
- ・仮に個人情報が利用されていることに対して不服申し立てがあった場合には、当審査会で審議することになることから、参加者との十分な意思疎通を図り、円滑かつ適正な運営に努めること。
- ・サロンの参加者にあらかじめ松山市への検証等のため個人データを提供する場合があることを周知すること。

(2) その他

事務局より、後期高齢者医療制度の現況と今後の取り組みについて説明を行った。

署名委員

会 長

前 田 繁 一

委 員

宇都宮 嘉 忠